

県南広域振興局長告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年6月16日

県南広域振興局長 勝 部 修

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
時田整形外科医院	時田医院	遠野市新町5番5号	平成21年4月1日